

営業キロ 200km を超えてもご利用できる場合（2018 年 9 月 15 日以降）

ICカードを利用してICOCAエリア内のご移動は入場駅から出場駅までの最短経路で営業キロ200km 以内です。

※下記A～Cのケースでは営業キロ 200km を超える場合でも ICカードをご利用いただけます。

A = 大阪近郊区間内相互発着のご利用の場合

B = 次の在来線特急列車停車駅（\*1）相互間のご利用の場合

\*1:サンダーバード、しらさぎ、くろしお、やくも（他の特急列車停車駅相互間利用の場合は除く）

C = 大阪近郊区間内の駅と次の在来線特急列車停車駅（\*2）相互間のご利用の場合

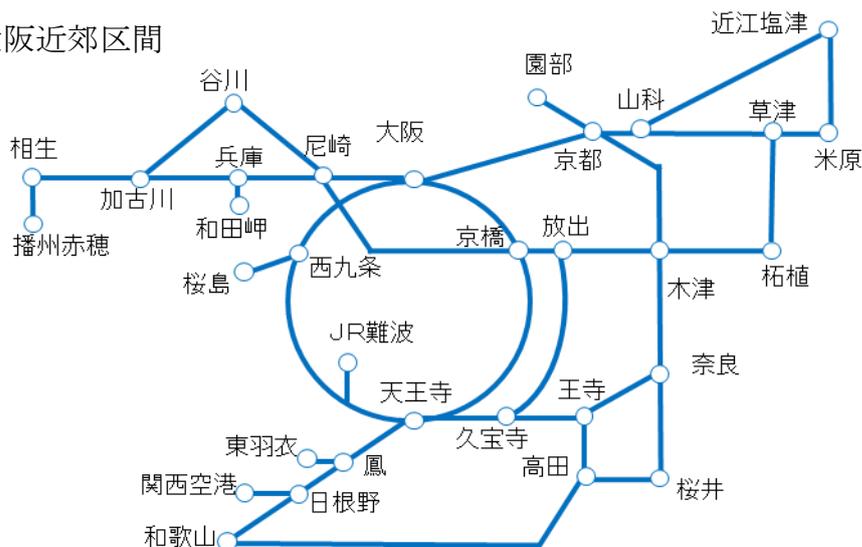
\*2:サンダーバード、しらさぎ、くろしお

（具体例）

※	利用区間	備考
A	米原～相生	営業キロが 200km を超えていますが大阪近郊区間内相互発着のため、ご利用いただけます。
B	大阪～金沢	営業キロが 200km を超えていますが在来線特急列車停車駅相互間のため、ご利用いただけます。 注：倉敷～白浜等、他の在来線特急列車停車駅相互間となる場合はご利用いただけません。
	岡山～出雲市	
C	尼崎～新宮	営業キロが 200km を超えていますが大阪近郊区間内の駅と在来線特急列車停車駅相互間のため、ご利用いただけます。

< 特急列車のご利用には別途特急券が必要です。 >

参考：大阪近郊区間



< 新幹線で新大阪～西明石間をご利用になる場合は含まれません。 >  
 < 和歌山～五条、西脇市～谷川、篠山口～谷川間、加茂～柘植間では ICカードはご利用になれません。 >